

■保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日までです。
 - ・紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

新しい保険証は桃色です

後期高齢者医療被保証者証		
有効期間 平成31年 7月31日		
誕生日(西暦)	0 1 2 3 4 5 6 7	
被 保 証 者 者 者 者	広城市漁合町1丁目	
	氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日	
被保証者登録番号	平成20年 4月 1日	
被保証登録番号	平成20年 4月 1日	
交付年月日	平成30年 7月 1日	
一部負担金の 割合	1割	
被保証者登録番号 及び被保証者 者の名前及び 性別	3 9 0 1 1 0 1 0 0	
北海道医療局医療認証課印		
公印 (朱)		

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

■医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

イメージ図	受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
	H30年1月	○○病院	医科外来	1	18,000	1,800
	H30年2月	××薬局	調 剤	1	10,000	1,000
	合 計				28,000	2,800

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

■医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
 - 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
 - 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

■障害認定申請について

一定の障がいのある65～74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

なお、申請により後期高齢者医療制度に加入した場合は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）を脱退する手続きが必要です。脱退手続きの方法は各保険者へお問い合わせください。
※一定の障がいとは

(1) 障害基礎年金1、2級を受給している方

※国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください。

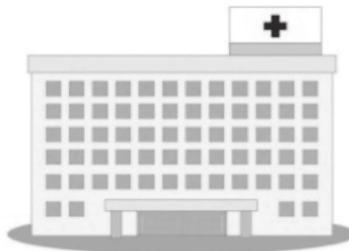
(2) 身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方

(3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方

- ・音声障害
 - ・言語障害
 - ・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - ・下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

(5) 療育手帳A(重度)をお持ちの方



【申請に必要なもの】 ①年金証書または各手帳 ②現在加入している健康保険証
③印鑑 ④マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ先】	・北海道後期高齢者医療広域連合 ・住民生活課国民健康保険係 ・熊石総合支所住民サービス課	☎011-290-5601 ☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111
----------	--	---